

下白久地区防災計画

(土砂災害編)

平成30年12月

下白久町会

【目次】

はじめに	1
I 平時から進めておくべきこと	1
1. 区および町会として進めておくべきこと	
2. 住民として確認しておくべきこと	
II 避難準備・高齢者等避難開始情報発令時の行動	2
1. 各区および町会が取るべき行動	
2. 住民が取るべき行動	
III 避難勧告および避難指示(緊急)発令時の行動	3
1. 各区および町会が取るべき行動	
2. 住民が取るべき行動	

はじめに

本計画は、下白久地区の喫緊の課題である土砂災害への対応に注目し、住民自らの意思で「平常時」から「避難時」の各場面における具体的行動計画を策定し、共助の精神を以ってこれを実践することにより、土砂災害から尊い人命を守ることをめざす。

I 平時から進めておくべきこと

1. 区および町会として進めておくべきこと

(1) 土砂災害からの逃げ地図の周知

豆早原区、橋場区、原区（以下、各区という。）の単位で、作成した「土砂災害からの逃げ地図」を広く住民に周知しておくこと。

(2) 土砂災害避難訓練の実施

下白久町会（以下、町会という。）は、各区と連携して実施する防災訓練時に土砂災害を想定した避難訓練を盛り込むこと。

(3) 避難行動要支援者などの避難方法の確認

各区は、作成した「土砂災害からの逃げ地図」を活用して避難行動要支援者およびふれあいコール対象者と、その避難方法を確認しておくこと。

(4) 大雨時緊急避難場所の指定

町会は、秩父市が緊急避難場所として指定している荒川農村環境改善センターへ直ちに避難することが困難な場合を想定し、各区と連携して以下の建物を大雨時の緊急避難場所として指定し、緊急事態に備えること。

- ・原区農村センター
- ・橋場区農村センター
- ・谷津川館
- ・民宿しらかわ

2 住民として確認しておくべきこと

下白久地区に暮らす住民は、平時から以下のことについて認識しておくこと。

- ・町会が指定した大雨時の緊急避難場所までの避難経路
- ・町会が作成した「土砂災害からの逃げ地図」の情報
- ・秩父市が作成した「土砂災害ハザードマップ」の情報

II 避難準備・高齢者等避難開始情報発令時の行動

大雨警報の発表に伴い、秩父市から避難準備・高齢者等避難開始情報が発令された時には、速やかに次の行動を開始すること。

1. 各区および町会が取るべき行動

(1) 町会指定の大雨時緊急避難場所の開設

各区は、町会指定の大雨時緊急避難場所の管理者の協力を得て、同避難場所における避難所受け入れ体制を敷くこと。

(2) 地元消防団との連携

町会は、地元消防団と連携して、避難準備にあたること。

(3) 高齢者等の避難準備・避難開始の呼掛け

各区および町会は、高齢者や土砂災害警戒区域に居住する住民等に対し、避難準備および避難開始を呼びかけること。

(4) 避難行動要支援者等の避難支援

各区および町会は、避難行動要支援者およびふれあいコール対象者の避難行動を支援すること。

(5) 土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報の入手・伝達

各区および町会は、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手し、適時関係者に伝達すること。

2. 住民が取るべき行動

- (1) 避難に関する自主判断
住民は、避難するか自宅の建物にとどまるか自主的に判断すること。
- (2) 市指定または町会指定の緊急避難場所等への避難
避難する場合は、市指定の緊急避難場所もしくは「土砂災害からの逃げ地図」を活用して町会指定の大雨時緊急避難場所に向かうこと。
- (3) 自宅内のより安全な場所への避難
自宅にとどまる場合は、壁などから離れた場所等、より安全な場所に避難すること。
- (4) 家族との連絡確認等の避難準備
住民は、家族との連絡確認や非常持ち出し物の用意等、避難を準備すること。
- (5) 土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報の入手
住民は自ら、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手すること。

Ⅲ 避難勧告および避難指示(緊急)発令時の行動

土砂災害警戒情報の発表に伴い、秩父市から避難勧告または避難指示（緊急）情報が発令された時には、速やかに次の行動を開始すること。

1. 各区および町会が取るべき行動

- (1) 地元消防団への避難行動に関する要請
町会は、地元消防団へ避難誘導、避難支援等を要請すること。
- (2) 土砂災害警戒区域住民等の避難行動の呼びかけ
各区および町会は、地元消防団の協力を得つつ、土砂災害警戒区域に居住する住民らに対し、避難行動を呼びかけること。

(3) 避難行動要支援者等の避難支援

各区および町会は、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手し、適時関係者に伝達すること。

(4) 土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報の入手・伝達

各区および町会は、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手し、適時関係者に伝達すること。

2. 住民が取るべき行動

(1) 避難に関する自主判断

住民は、避難するか自宅の建物にとどまるか自主的に判断すること。

(2) 町会指定の緊急避難場所等、より安全な場所への避難

避難する場合は、近隣の住民同士と声を掛け合い、「土砂災害からの逃げ地図」を活用して町会指定の大雨時緊急避難場所等、より安全な場所に避難すること。

(3) 自宅内のより安全な場所への避難

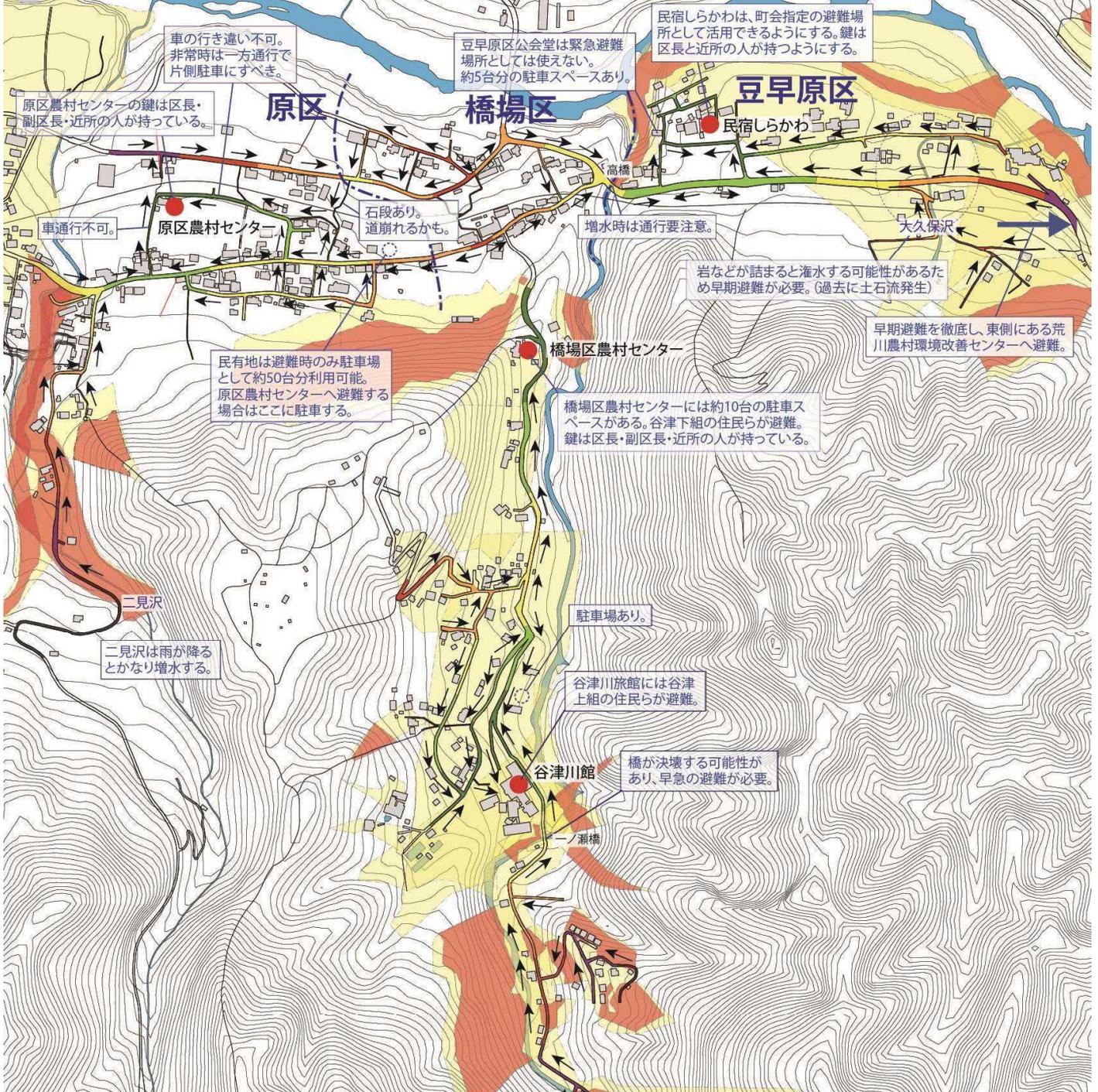
自宅にとどまる場合は、崖などから離れた場所等、より安全な場所に避難すること。

(4) 土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報の入手

住民は自ら、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手すること。

見える所に
貼っておいて下さい

土砂災害警戒区域外の地域は、
屋外へ避難する場合よりも、自宅
待機の方が安全だと考えられる。



車の行き違い不可。
非常時は一方通行で
片側駐車にすべき。

豆早原区公会堂は緊急避難
場所としては使えない。
約5台分の駐車スペースあり。

民宿しらかわは、町会指定の避難場
所として活用できるようにする。鍵は
区長と近所の人を持つようにする。

原区農村センターの鍵は区長・
副区長・近所の人を持っている。

車通行不可。

石段あり。
道崩れるかも。

増水時は通行要注意。

岩などが詰まると灌水する可能性があるため
早期避難が必要。(過去に土石流発生)

早期避難を徹底し、東側にある荒
川農村環境改善センターへ避難。

民有地は避難時のみ駐車場
として約50台分利用可能。
原区農村センターへ避難する
場合はここに駐車する。

橋場区農村センターには約10台の駐車ス
ペースがある。谷津下組の住民らが避難。
鍵は区長・副区長・近所の人を持っている。

二見沢は雨が降ると
かなり増水する。

駐車場あり。

谷津川旅館には谷津
上組の住民らが避難。

橋が決壊する可能性が
あり、早急の避難が必要。

秩父市下白久地区 大雨による土砂災害からの逃げ地図

ワークショップ開催日：2017/6/3, 7/10, 7/20, 8/25 地図作成日：2017/9/3
開催場所：秩父市橋場区農村センター
主催：秩父市下白久町会 共催：秩父市危機管理課
協力：明治大学都市計画研究室・一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズ

縮尺：1/2,500 (A1) 1/5,000 (A3)

- 大雨時緊急避難場所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- ➔ 避難方向
- 避難時のポイント



上白久地区防災計画

平成30年12月

上白久町会

【 目 次 】

はじめに	1
1 対象地区の区域及び概要	1
2 土砂災害からの避難に関する基本方針	1
(1) 早期の自主的避難	
(2) 区の枠組みにとらわれずに避難	
(3) 警戒区域外への避難	
(4) 住民らの共助	
3 避難に関する基本計画の内容	2
1) 大雨警報時（避難準備・高齢者等避難開始時）	
2) 土砂災害警戒情報発表時（避難勧告時）	
3) 大規模地震発災時	
4) 避難行動要支援者の避難	
5) 観光客などの避難誘導	

はじめに

本計画は、秩父市上白久地区における土砂災害の犠牲者を可能な限り少なくするため、住民らが土砂災害からの「逃げ地図」（避難地形時間地図）の作成を通して議論を重ね、上白久地区住民の総意としてとりまとめたものである。

本計画の実行にあたっては、住民へ広く周知をするとともに土砂災害を想定した訓練を行い、適時、計画の内容の点検・評価を行い、必要に応じて見直すこととする。

1. 対象地区の区域及び概要

上白久地区は、秩父市南西部の山間部の荒川地域に位置し、豊かな自然が広がっている。地区内には、埼玉県調査（平成28年1月）に基づき、土石流危険渓流が5箇所、急傾斜地崩壊危険箇所が5箇所あり、土砂災害防止法に基づき、土石流警戒区域が8箇所・同特別警戒区域が3箇所、急傾斜地崩壊警戒区域が3箇所・同特別警戒区域が3箇所指定されている。

2. 土砂災害からの避難に関する基本方針

（1）早期の自主的避難

土砂災害から逃れるには、秩父市からの情報を待たずに住民自ら異変を察知し、できる限り早く自主的に避難することが重要である。情報収集は、町会や区の役員も危険箇所の見回り等を実施するが、各個人も情報収集に努める。

（2）区の枠組みにとらわれずに避難

指定避難場所は地理的条件から各区に設定するが、場所によっては区の枠組みにとらわれずに、より安全な指定避難場所に避難する。また、各指定避難場所では、区の枠組みを超えて点呼をとる。

(3) 警戒区域外への避難

土砂災害の犠牲者を可能な限り少なくするには、速やかに土砂災害警戒区域外に避難することが重要である。

(4) 住民らの共助

避難行動要支援者等の災害弱者は、自助努力に限界があることから、住民らがどのように共助するか具体的な方策を予め取り決めておく必要がある。

3 避難に関する基本計画の内容

1) 大雨警報時（避難準備・高齢者等避難開始時）

(1) 上白久地区の大雨時指定避難場所は、次の3カ所とする。大雨警報（土砂災害）が発表されたら、各区施設管理者は、速やかに大雨時指定避難場所を開設する。

- ・中野区農村センター
- ・青梅区公会堂
- ・上サ区農村センター

(2) 避難準備・高齢者等避難開始が発令されたら、土砂災害警戒区域に居住する避難行動要支援者等の災害弱者は、上白久地区以外の安全な場所または大雨時指定避難場所への避難を開始する。避難行動要支援者等の個別の具体的な避難方法は別途定める。

(3) 大雨時指定避難場所への避難は、所属する区とは関係なく、「逃げ地図」を参照するなどして、最も近い大雨時指定避難場所に避難する。避難場所での点呼も区の枠組みを超えて行うこととする。

(4) 避難手段は原則徒歩とするが、やむを得ず車を使用する場合があるので、「逃げ地図」をもとに災害時の車の使用に関する通行ルールを事前に定めておく。

2) 土砂災害警戒情報発表時（避難勧告時）

- (1) 土砂災害警戒情報が発表されたら、土砂災害警戒区域の住民は、至急大雨時指定避難場所もしくは土砂災害警戒区域外の建物に避難する。
- (2) 大雨時指定避難場所のほか、休日夜間でも避難できるよう、事前に災害時の協力協定を結んでおく。
- (3) 建物が土砂災害に対して安全な強度を有し、屋外への避難が危険な場合は、屋内の上階または谷側に避難する。

3) 大規模地震発生時

大規模な地震が発生した場合には、土砂災害警戒区域の住民は、自主的に地震時指定避難場所に避難する。地震時指定避難場所は、下記のとおりである。

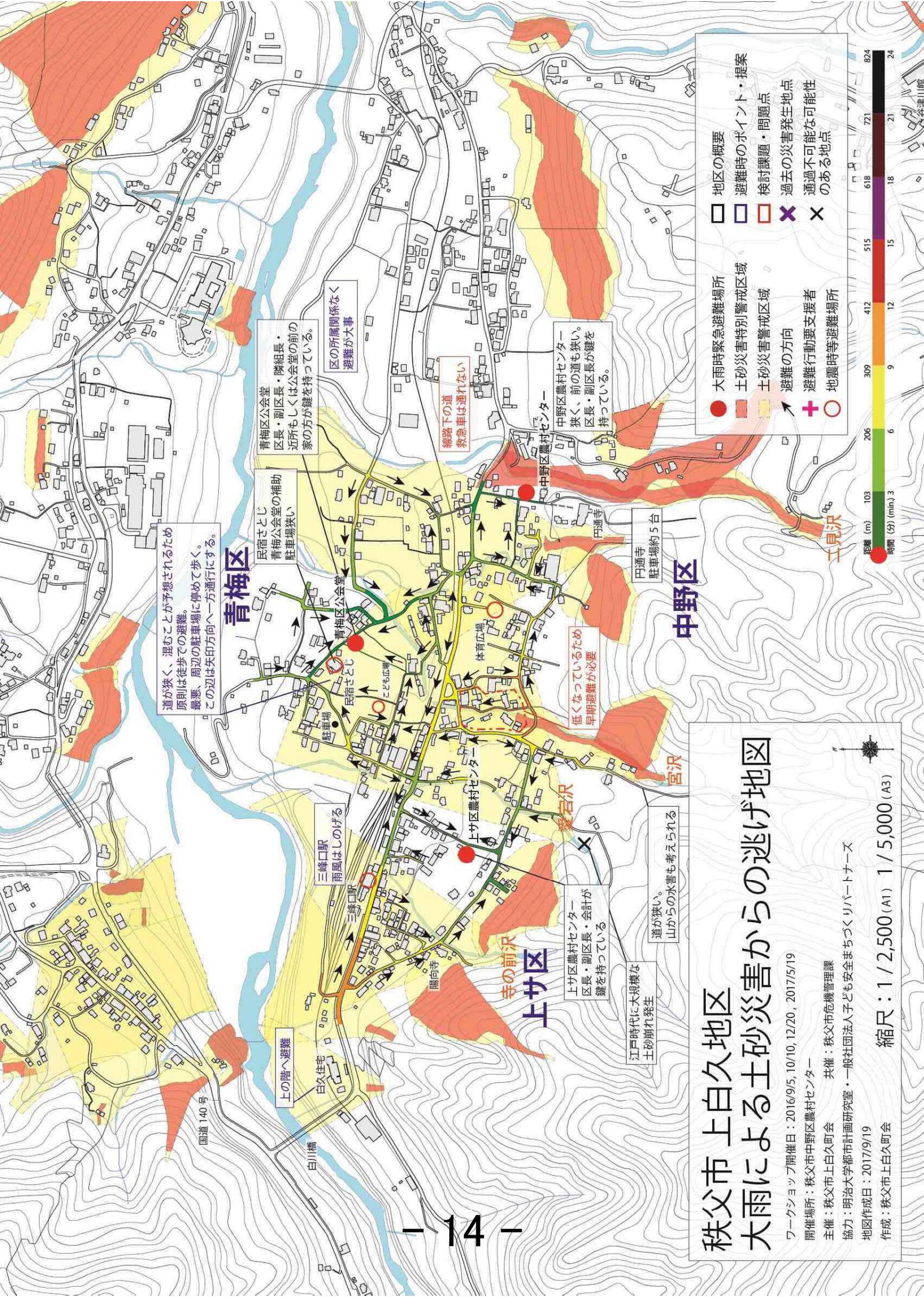
- ・中野区農村センターおよび体育広場
- ・青梅区公会堂および子ども広場
- ・上サ区農村センター

4) 避難行動要支援者の避難

- (1) 避難行動要支援者名簿をもとにして要支援者ごとの個別の具体的な支援の方法を予め話し合い、別途決めておく。
- (2) 土砂災害に対して堅牢な建築物に居住する避難行動要支援者については、その近隣住民が避難準備・高齢者等避難開始時に大雨時指定避難場所ではなく、その建築物の上階または谷側への避難支援を開始する。

5) 観光客などの避難誘導

旅館などの事業者は、観光客に対して「逃げ地図」などを使い、避難場所などの周知に努める必要がある。



道が狭く、混むことが予想されるため
原則は徒歩での避難。
最悪、周辺の駐車場に停めて歩く。
この辺は矢印方向へ一方通行にする。

青梅区

青梅区公会堂
区長・副区長・隣組長・
近所もしくは公会堂の前の
家の方が鍵を持っている。
区の所属関係なく
避難が大事。

線路下の道
救急車は通れない

中野区農村センター
狭く、前の道も狭い。
区長・副区長が鍵を
持っている。

低くなっているため
早期避難が必要

上サ区

上サ区農村センター
区長・副区長、会計が
鍵を持っている

江戸時代に大規模な
土砂崩れ発生

道が狭い。
山からの水害も考えられる

中野区

円通寺
駐車場約5台

秩父市上白久地区 大雨による土砂災害からの逃げ地図

ワークシヨップ開催日：2016/9/5, 10/10, 12/20, 2017/5/19
開催場所：秩父市中野区農村センター
主催：秩父市上白久町会 共催：秩父市危機管理課
協力：明治大学都市計画研究室・一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズ
地図作成日：2017/9/19
作成：秩父市上白久町会

縮尺：1/2,500 (A1) 1/5,000 (A3)

- 大雨時緊急避難場所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- ➔ 避難の方向
- +
-
- 地区の概要
- 避難時のポイント・提案
- 検討課題・問題点
- ✕ 過去の災害発生地点
- ✕ 通過不可能な可能性のある地点

